

#### (関係機関等の責務)

- 第7条 関係機関等は、虐待を防止するよう努めるものとする。
- 2 関係機関等は、市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めるものとする。
  - 3 関係機関等は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の解除により子どもが地域に戻ってきたときは、その子どもが安心して、かつ、安全に生活できるよう支援し、及び見守るよう努めるものとする。
  - 4 児童養護施設は、その専門性を生かし、子どもの抱える家族との関係性の問題等の解決のために、地域社会と連携しながら、子ども及び保護者への支援に努めるものとする。
  - 5 学校その他の教育機関は、子どもが教育を受けられるよう環境を整え、現に教育を受けられない子どもがいた場合は、教育を受けられるよう必要な対応を講ずるものとする。

#### (事業者の責務)

- 第8条 事業者は、はいかいしている子どもへの声かけを行うなど、虐待の兆候の把握に努めるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告をしなければならない。

#### (情報の共有)

- 第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合は、その旨の情報を通告受理機関において適切に共有するものとする。

- 2 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及び保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援の継続に必要な情報を書面等で、緊急性が高い場合は対面等で伝達し、必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 市は、虐待を受けた子どもに係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。

### 第2章 通告受理機関の機能の強化

#### (児童相談所の機能の強化)

- 第10条 市は、児童相談所において虐待を早期に発見し、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を行なうことができるよう、必要な体制の整備及び人材の確保に努めるとともに、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を受けさせることにより人材の育成に努めるものとする。

#### (福祉事務所の機能の強化)

- 第11条 市は、福祉事務所において虐待を早期に発見できるよう、必要な体制の整備及び職員の研修に努めるものとする。

### 第3章 未然防止

#### (虐待の未然防止)

- 第12条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民、関係機関等及び事業者と連携して子ども及び保護者に対する子育てに関する支援を充実させよう努めるとともに、保護者に対し、情報の提供及び相談に係る取組を適切に行なうものとする。

- 2 市は、小学校就学前の子どもへの虐待の未然防止に当たり、幼稚園、保育所その他の子育てに関する支援を行う関係機関等に対し、専門的知識及び技術の提供その他の必要な支援を行うとともに、より有効な支援の在り方についての調査研究及び検証を行うよう努めるものとする。

- 3 市は、予期しない妊娠など親になる準備の不足や出産後の予測できない事情に起因する虐待の未然防止に当たり、関係機関等と連携し、妊娠、出産及び育児に関する相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

#### (乳児家庭全戸訪問事業等の活用等)

- 第13条 市は、虐待の未然防止に当たり、関係機関等と連携し、児童福祉法第6条の3第4項の乳児家庭全戸訪問事業並びに母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項及び第13条第1項の健康診査その他の乳幼児に対する健康診査（以下「乳幼児健診等」という。）を活用するとともに、より有効な活用のあり方についての調査研究及び検証に努めるものとする。

- 2 市は、虐待の未然防止に当たり、乳幼児健診等の未受診、幼稚園への未就園、保育所への未入所、小学校等への不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、安全を確認できていない子

どもの情報を把握し、当該職員をして速やかに子どもを目視させること等により、当該子どもの安全の確認に努めるものとする。

(児童虐待防止推進月間)

第14条 市は、市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等その他虐待の防止等に関する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 早期発見及び早期対応

(早期発見のための環境整備)

第15条 市は、虐待を早期に発見できるよう、市民、関係機関等及び事業者との連携を十分に図るものとする。

(通告に係る対応)

第16条 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第8条第1項又は第2項に規定する安全の確認を行うための措置（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。他の地方公共団体で支援を受けていた子ども及び保護者について当該地方公共団体から当該支援の継続に必要な情報の伝達を受けた場合も、同様とする。

2 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第10条第1項及び第2項の規定により、必要に応じ迅速かつ適切に警察の援助を求めなければならない。

3 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。

4 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援

(専門的な治療、心理療法等の支援)

第17条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援を行うよう努めるものとする。

(虐待を行った保護者に対する指導及び支援)

第18条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の再構築及び虐待の再発防止のための指導及び支援を行うものとする。

2 保護者は、前項の指導及び支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならぬ。

第6章 雜則

(財政上の措置)

第19条 市は、子どもの虐待を防止するための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市長の報告)

第20条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

# あなたの勇気が親子を救います

子どもを虐待から守るために、情報提供(通告)がとても重要です！

「虐待かな…？」虐待かどうかわからなくても少しでも疑いがあれば、匿名でもかまいません。ためらわずにご連絡を!!



虐待かどうかはっきり分からぬし、自分で何か言われたらどうしよう？



連絡（通告）者は法律で守られます。  
あなたが気づき、連絡（通告）することが、子どもを虐待から守り、子育てに不安を感じている保護者の支援につながります。



## こんな時には、すぐお電話ください

あの子、もしかしたら、虐待を受けているのかしら…

子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…

近くに子育てに悩んでいる人がいる…

子ども虐待の相談・連絡先



いち  
**189**  
はやく  
(通話料無料)



### 比較的軽度な虐待行為（手足の傷やあざ、ネグレクトの疑いなど）

区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー

受付時間 8:30～17:00  
(土日・祝日・年末年始を除く)

門司区 **093-332-0115**

小倉北区 **093-563-0115**

小倉南区 **093-951-0115**

若松区 **093-771-0115**

八幡東区 **093-661-0115**

八幡西区 **093-642-0115**

戸畠区 **093-881-0115**

### 一時保護が検討される重篤な虐待行為（頭部の外傷や性的虐待の疑いなど）

子ども総合センター（北九州市児童相談所）

**093-881-4556**

子どもに関する相談に24時間365日対応します

24時間子ども相談ホットライン

**093-881-4152**

※連絡は匿名で行うことができます。匿名でない場合も、連絡した人の特定につながる情報は守られますのでご安心ください。  
※緊急事態の場合は、警察110番に通報してください。